

広がる自転車損害賠償責任保険の義務化



一般社団法人日本損害保険協会 業務企画部啓発・教育・防災グループ

全国の自治体の条例制定の動向

自転車は、便利で手軽な交通手段として、幼児から高齢者まで、幅広い年齢層で通学・通勤、買い物、レジャーなどに利用されています。

一方、最近では、自転車事故が多発し、被害事故だけでなく、加害事故も発生しています。

自転車事故の件数が交通事故件数全体の2割程度を占め、横ばいに推移している状況や、自転車による重大な事故で高額な損害賠償の請求が相次いでいる社会状況などを背景に、自転車事故に備えた「自転車損害賠償責任保険」の加入を義務づける自治体が増えています。

2015年に加入義務化を定めた条例を全国で初めて制定した兵庫県では、すべての自転車利用者と未成年者の保護者、自転車を業務で利用する事業者に対して、自転車損害賠償責任保険等への加入を義務づけています。

兵庫県で条例が制定されるきっかけとなったのが、2013年7月の神戸地方裁判所の判決です。これは、男子小学生が自転車で帰宅途中に歩行中の女性と正面衝突し、女性が頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった事故において、加害者らに9521万円の支払いを命じたものです。

それ以降、自転車損害賠償責任保険の加入を義務づける自治体が増えています。条例で自転車利用者等に保険加入を義務づけている都道府県は次のとおりです(2023年4月1日現在、国土交通省調べ)。

【保険加入の義務あり(32都府県)】

宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

【保険加入の努力義務あり(10道県)】

北海道、青森県、岩手県、茨城県、富山県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、佐賀県

自転車事故に備える保険

自転車は、便利さや手軽さの裏にさまざまな危険が潜んでいるといえます。また、自分がケガをするだけでなく、歩行者にケガをさせたり、財物を壊したりするリスクもあります。



自転車を取り巻く事故のリスク

「自転車だから大丈夫」「事故を起こしたとしても大事にはならない」。そんな軽はずみな気持ちで、死傷者を出す重大な事故につながります。道路交通法上、自転車は車両の一種(軽車両)です。法律違反をして事故を起こすと、自転車利用者は刑事上の責任を問われます。また、相手にケガを負わせた場合や相手の財物を壊した場合は、民事上の損害賠償責任も発生します。

自転車事故でも被害の大きさにより、数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあ

ります(表)。

自動車やバイクで他人を死亡させたり、ケガをさせたりした場合の基本的な損害賠償は、被害者救済のための強制保険である「自賠責保険」で補償されます。一方、自転車事故による損害賠償を補償する強制保険はありません。任意で保険に加入する必要があります(図1)。

自転車事故による損害賠償責任は「個人賠償責任保険」で、また、自分自身のケガは、「傷害保険」でそれぞれ補償されます(図2)。

表 自転車での加害事故例(日本損害保険協会調べ)

判決認容額(※)	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において、歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、2013年7月4日判決)
9,330万円	男子高校生が、夜間、イヤホンで音楽を聞きながら無灯火で自転車を運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官(25歳)と衝突。警察官は頭蓋骨骨折等で約2カ月後に死亡した。(高松高等裁判所、2020年7月22日判決)
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。(東京地方裁判所、2008年6月5日判決)
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。(東京地方裁判所、2003年9月30日判決)
5,438万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性(55歳)と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。(東京地方裁判所、2007年4月11日判決)

(※)判決認容額とは、裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額(金額は概算額)。裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性がある。

図1 自動車事故と自転車事故に備える保険



図2 自転車事故に備える保険

保険の種類 \ 対象	事故の相手		自分
	生命・からだ	財産(モノ)	生命・からだ
個人賠償責任保険	○	○	×
傷害保険	×	×	○

個人賠償責任保険や傷害保険では、自転車事故のほか、日常生活における事故も補償の対象となります。

個人賠償責任保険は、自動車保険や火災保険、傷害保険などの特約(オプション)としてセットすることが一般的です。特約の名称は、個人賠償責任補償特約、日常生活賠償特約など、保険会社により異なります。

保険期間1年、保険金額1億円に設定して契約した場合の個人賠償責任保険の年間保険料は数千円程度です。一方、補償の対象は、契約者本人と配偶者、同居の親族、別居の未婚の子どもです。例えば、親から仕送りを受けている未婚の学生は補償の対象となりますが、既婚の子どもや離婚した子どもは対象外です。

なお、業務で自転車を使用中に起こした事故は個人賠償責任保険では補償されませんので、注意が必要です。この場合、事業主が事業者用の賠償責任保険に加入する必要があります。

個人賠償責任保険が特約として付いているかは、保険証券で確認するか、加入している保険会社に確認しましょう。

一方、新たな保険への加入を検討する場合、

自転車を利用する方またはそのご家族が、既に補償内容が同種の保険に加入されていると、補償の重複が生じることがあります。保険金額(支払限度額)や被保険者(補償の対象となる人)などの補償内容を確認することで、重複を防ぐことができます。

おわりに

最近では、自転車のリスクに特化した自転車向けの保険を販売している保険会社もあります。また、インターネットやコンビニエンスストアなどで契約できる保険商品もあります。

自転車損害賠償責任保険の加入者は、賠償責任の補償額や補償内容が十分であるか、また、補償期限が有効であるかを確認するのがポイントです。

自転車損害賠償責任保険の目的は、自転車事故による被害者の損害を補償し、加害者の経済的負担を軽減することです。

自転車を利用する際には、お住まいの自治体にこうした条例等がなかったとしても、万が一に備えて必ず保険に加入しましょう。

【参考】一般社団法人日本損害保険協会「知っていますか？自転車の事故～安全な乗り方と事故への備え～」(2022年8月版)
https://www.sonpo.or.jp/report/publish/bousai/ctuevu00000053ot-att/book_bicycle.pdf